

石川県公報

令和 8 年 8 月 31 日（月曜日）

号 外

（第 50 号）

目 次

公安委員会

○石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

1

公 安 委 員 会

石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和八年八月三十一日

石 川 県 公 安 委 員 会

石川県公安委員会規則第四号

石川県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

石川県道路交通法施行細則（昭和三十五年石川県公安委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。
第十条の表一般国道四百七十号の項区間の欄を次のように改める。

羽咋郡志賀町徳田寅二十五番一地从七尾市高田町井三十八番地まで
七尾市千野町ほ二十五番一から七尾市大泊町藤巻十二番一まで
七尾市大津町南椎木谷五番一地从鳳珠郡穴水町字此木一字七十五番地まで
輪島市三井町本江湯平山二番十五から鳳珠郡穴水町字天神谷ヨ三十四番まで

第十条の表県道七尾輪島線の項を削り、同表金沢市道大浦千木町線の項の次に次のように加える。

金沢市道一級幹線八十一号専光寺線	金沢市佐奇森町イ百二十八番地一から金沢市専光寺町タ十五番地まで
金沢市道二塚九号専光寺町西線五号	金沢市専光寺町レ三番三から金沢市専光寺町レ三番十まで
金沢市道二塚九号専光寺町西線一号	金沢市専光寺町レ三番地九から金沢市専光寺町レ三番地十一まで

附 則

この規則は、令和八年九月一日から施行する。